

労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金（人材育成支援）） 認定申請額内訳

1 訓練計画番号		2 訓練の実施形態 (該当するもの全てに○をつける)	イ 事業主が自ら運営するOff-JT（事業内訓練）							
			ロ 教育訓練機関等へ委託して行うOff-JT（事業外訓練）							
			ハ Off-JTとOJTを組み合わせた訓練							
3 訓練の名称										
4 訓練の実施期間	初日	平成	年	月	日	5 実施日数及び総訓練時間数	日間	総訓練時間	時間	分
								時間換算【	時間】	小数第3位四捨五入
								(うちOff-JT)	時間	分
	最終日	平成	年	月	日			時間換算【	時間】	小数第3位四捨五入
								(うちOJT)	時間	分
								時間換算【	時間】	小数第3位四捨五入

6 訓練に係る支給見込額の算出	① 賃金助成										
	1人あたりの時間単価		訓練時間数			支給対象者数		支給見込額			
	800	円	×		時間	×		人	=		円 …①
				※限度時間数1,200時間						[円未満切捨て]	
	② 経費助成（事業内訓練（2欄のイに該当する場合）の支給見込み額）										
	a 部外講師の謝金		実施時間数			b 施設・設備の借り上げ費		c 教材費・教科書代			
		円			時間		円		円		
	※1時間あたり3万円上限										
	(a + b + c)		×		人	÷		人	=		円 …②
				支給対象者数			訓練の総受講者数		支給見込額		
			[円未満切捨て]								
③ 経費助成（事業外訓練（2欄のロに該当する場合）の支給見込み額）											
1人あたりの入学金、受講料及び教科書代等		支給対象者数			支給見込額						
	円	×		人	=		円	…③			
			[円未満切捨て]								
②及び③の支給見込額の合計と、次の④の額（支給限度額）を比較し、少額であるほうが経費助成の支給見込み額になります。											
④ 経費助成の支給限度額											
1人あたりの支給限度額		支給対象者数			支給限度額						
30万	円	×		人	=		円	…④			
			[円未満切捨て]								
⑤ OJTの実施助成（2欄のハに該当する場合）											
1人あたりの時間単価		訓練時間数			支給対象者数		支給見込額				
700	円	×		時間	×		人	=		円 …⑤	
			※限度時間数680時間						[円未満切捨て]		

7 支給見込額 (合計)	賃金助成分 ①の額	+	経費助成分 ②+③の額又は④の額	+	OJT実施助成分 ⑤の額	=	支給見込額
		円		円		円	円
							[百円未満切捨て]

【提出上の注意】

- 1 この様式は、職業訓練計画ごとの受入れ人材育成支援奨励金（人材育成支援）の支給見込額を算出するものです。受給資格認定申請書（様式第1号）に添えて提出してください。
- 2 この様式は、職業訓練計画ごとに作成してください。

【記入上の注意】

- 1 1欄～5欄については、対応する職業訓練計画（様式第2号）で記載した事項を転記してください。
- 2 6欄では、訓練に係る支給見込額を算定します。①から⑤の計算は次のように行います。
 - ①欄 賃金助成・・・1人1時間あたり800円です。なお、時間数は1,200時間を限度とします。
 - ②欄 経費助成（事業内訓練）・・・事業内訓練で支給対象となる経費は、a 外部講師の謝金、b 施設・設備の借上げ料、c 教材費・教科書代です。a、b、cを合計した額に、（助成対象者数÷総受講者数）の値を乗じて支給見込額を算出します。なお、a 外部講師の謝金の限度額は、1時間あたり3万円を限度とします。
 - ③欄 経費助成（事業外訓練）・・・事業外訓練で支給対象となる経費は、訓練の受講に際して必要となる入学料、受講料及び教科書代等です。1人あたりの経費に支給対象数を乗じて全体の支給見込額を算出します。
 - ④欄 経費助成の支給限度額・・・経費助成の支給限度額は、支給対象者1人あたりにつき30万円になりますので、限度額に支給対象者数を乗じて、支給限度額を算出してください。
 - ⑤欄 OJTの実施助成・・・1人1時間あたり700円です。なお、時間数は680時間を限度とします。
- 3 7欄の支給見込額は、6欄で算出したOff-JTの賃金助成、経費助成及びOJTに対する助成の合計額です。

【その他】

- 1 この職業訓練計画の認定後に、訓練内容の変更や訓練の追加がある場合には、受給資格認定変更申請書（様式第8号）により認定変更申請の手続きを行う必要があります。
- 2 都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設が実施している訓練の受講料は、支給対象となりません。
- 3 認定訓練のうち、都道府県から「認定訓練助成事業費補助金」を受けている訓練の受講料は、支給対象となりません。